

信託における不法行為責任

京都大学大学院法学研究科教授 橋本佳幸

目次

- 一 問題の所在
- 二 信託法21条・217条の規律内容
 - 1 信託法21条1項の規律内容
 - 2 信託法217条1項の規律内容
- 三 基本指針の析出
 - 1 信託制度と法人制度の制度間バランス
 - 2 信託財産・受託者個人における不法行為責任の成否
- 四 特殊の不法行為責任の取扱い
 - 1 特殊の不法行為責任（工作物所有者の責任を除く）
 - 2 工作物所有者の責任（民法717条1項但書）
- 五 土壤汚染対策法7条の措置命令の取扱い
- 六 結語

一 問題の所在

信託法と不法行為法は、一見、接点に乏しいかのごとくであるが、受託者が信託事務の処理にあたって第三者の権利法益を侵害した場面や、信託財産に属する物が原因となって第三者の権利法益を侵害した場面では、不法行為責任が登場する。信託の実際の機能・利用が財産の単純な管理・保全をこえて事業経営に拡大するなかで、信託における不法行為責任の諸事例は、今後、ますます増大することになる。信託財産を基礎として受託者が事業活動を行う事業型の信託や、事業そのものが受託者に信託される事業の信託にあっては、事業の遂行過程で、事業補助者の行為や事業財産（特に事業設備）が原因となって第三者の権利法益を侵害することが少なくない

と考えられる。

しかも、信託における不法行為責任（損害賠償債務）は、法規律の面でも固有の問題を投げかける。確かに、信託に関連して第三者の権利法益が侵害された場面であっても、民法および特別法上の不法行為規定は通常どおりに適用され、民法709条の基本的不法行為または民法・特別法上の特殊的不法行為の責任成立要件がみたされたときに、受託者の不法行為責任が成立して受託者が損害賠償債務を負う。ところが、信託法においては、さらに、不法行為による損害賠償債務の引当財産の範囲が問われるのである。不法行為による損害賠償債務は受託者の固有財産だけでなく信託財産をも引当てとするのか、また、引当財産の範囲が信託財産に限定される場合があるかという問題が、それである。

これらの問題について、平成18年制定の新

信託法には、21条および217条の2か条に関連規律が置かれた。信託法21条1項は、不法行為による損害賠償債務が、信託財産をも引当てとする信託財産責任負担債務に該当するか否かを定め、また、信託法217条1項は、信託財産のみが引当財産となるべき限定責任信託において、責任限定の効果が不法行為による損害賠償債務にも及ぶか否かを規定する。これら2か条の文言は、解釈によって具体化・補充されるべき部分を多く残しているものの、立案担当者によって既に相当具体的な解釈が提示されている。

しかしながら、新信託法の立案段階での議論をみたとき、21条1項および217条1項の規律内容(立案担当者が提示する解釈を含む)がどのような基本指針に基づくものであるかは、必ずしも定かでない。この点で、信託における不法行為責任をめぐることは、これら2か条の規律内容を基に引当財産の範囲に関する基本指針を析出するとともに、その基本指針に則して両条の具体的解釈論を検証することが、重要な理論的課題として残されている。

本研究では、信託制度と法人制度の機能的連続性を踏まえて、信託財産および受託者個人における不法行為責任の成否という視角(後述三2)から、上記の理論的課題に取り組む。信託における不法行為責任の場面では、信託財産に独立の法人格を仮定し、信託財産および受託者個人における不法行為責任の成否を判断することが、損害賠償債務の引当財産の範囲を定めるについての基本指針となるのではないか。

二 信託法21条・217条の規律内容

不法行為による損害賠償債務の引当財産の範囲につき、信託法は、どのような内容の規律を置いているか。信託法21条1項・217条1項の趣旨を確認するとともに、立案段階での議論や立案担当者が提示する具体的解釈をみていく。

1 信託法21条1項の規律内容

(1) 概 説

信託法21条1項の各号は、受託者の債務のうち、いかなる債務が信託財産責任負担債務(2条9項)に該当し、受託者の固有財産とともに信託財産を引当てとするかを定めている。旧法では、16条1項⁽¹⁾がこの点を規律し、「信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利」と「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」が信託財産の負担になる旨を定めていたところ、前者は信託法21条1項2号に、後者は同9号の文言に引き継がれている⁽²⁾。

信託法21条1項各号のうち、不法行為による損害賠償債務に関わるのは、8号の「受託者が信託事務を処理するにつれてした不法行為によって生じた権利」と9号の「信託事務の処理について生じた権利」である。そして、信託に関連して受託者に不法行為責任が成立する場面では、後述(3)のとおり、不法行為責任の損害賠償債務は、いかなる責任成立要件(不法行為規定)に基づくものであれ、21条1項8号・9号のいずれかに該当することになり、信託財産責任負担債務として固有財産と信託財産の双方を引当てとする。

ところで、信託法21条1項8号・9号を旧16条1項の文言と対比するとき、両者の間には重なりとずれが存する。この点にもうかがえるように、不法行為による損害賠償債務に関して、信託法21条1項の規律は、旧法の規律内容を一部で引き継ぎつつ、一部で改めている。そこで、信託法21条1項の規律内容に立ち入るに先立ち、まずは、旧法の規律内容を確認しておくことにする。

(2) 旧法の規律内容

旧信託法の下で、支配的学説は、①受託者が信託事務の処理にあたって故意過失による不法行為をした場面での、民法709条による責任と、②信託財産に属する土地工作物に瑕疵があった場面での、民法717条1項但書による土地工作物の所有者の責任を取り上げて

検討し、対照的な取扱いを主張していた。

すなわち、①受託者が故意過失によって不法行為をした場面について、支配的学説は、受託者が個人として民法709条の損害賠償責任を負うにとどまり、信託財産はまったく責任を負わないとした⁽³⁾。その理由づけによれば、信託は受託者に対する信頼を基礎に置くから、信託目的による信託財産の拘束は極めて厳重であって、信託事務の処理について受託者がした違法な行為によっては信託財産は責任を負わない。旧信託法16条1項の「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」は、信託事務の適法な処理につき生じた権利に限られる。

これに対して、②民法717条1項但書による土地工作物の所有者の責任は、信託財産に属する土地工作物から発生しており、また、受託者が違法な行為をしたものでもない。そこで、学説は、工作物所有者の責任による損害賠償債務は、旧信託法16条1項の「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に該当して信託財産の負担になるとした⁽⁴⁾⁽⁵⁾。「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」には信託財産それ自体に由来する権利も含まれるという文言解釈に基づき、工作物所有者の責任をそこに位置づけたのである。

その際、工作物所有者の責任による損害賠償債務については、受託者の固有財産も負担を免れない⁽⁶⁾。信託法は、信託財産から受託者の行為に基づかないで生じる義務についても、受託者個人に共同責任を負わせる立場なのである(旧36条参照)。かような規律は、信託財産の規模が小さい場合(信託財産が当該の土地工作物だけから構成されている場合など)に被害者の保護に資する点で合理的であると評価されている。

(3) 信託法21条1項の規律内容

(a) 民法709条の不法行為責任の取扱い

新信託法の立案過程では、主として、前記(2)の2場面のうち、①受託者が信託事務の処理にあたって不法行為をした場面での民法

709条による損害賠償債務の取扱いが、議論の対象となった⁽⁷⁾。旧法下の支配的学説は、この場合を受託者個人の損害賠償責任としてきたところ(前述(2))、近年では、旧16条1項の「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に取り込んで信託財産に負担させる見解も登場していた⁽⁸⁾。そのため、新信託法の立案過程でも意見の対立を生じたのである⁽⁹⁾。

この問題につき、新信託法では、最終的に、受託者が信託事務の処理にあたって故意過失による不法行為をした場合の損害賠償債務を、信託財産の負担とする立場が選択された。条文上は、21条1項8号がこの趣旨を規定し、「受託者が信託事務を処理するに付して生じた不法行為によって生じた権利」が信託財産責任負担債務になると定める。信託法21条1項は、旧16条1項の「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」を9号に引き継ぎつつ、8号を追加することにより、旧法の規律内容(支配的解釈)を改めているのである。

旧信託法の規律を改め、受託者の故意過失による不法行為責任を信託財産の負担とする理由⁽¹⁰⁾として、立案過程では、特に次の2点が指摘された⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。第1に、受益者(信託財産)は受託者の信託事務の処理によって利益を得るのであるから、受託者が不法行為をした場合に受託者の固有財産が十分でないというリスクは、被害者ではなく受益者(信託財産)が負担することが公平である。第2に、法人の理事が職務を行うについて故意過失の不法行為をした場合には、民法旧44条⁽¹³⁾(現・一般社団及び一般財団法人に関する法律〔一般社団財団法人法〕78条・197条)により、法人が損害賠償責任を負う。このこととのバランス上、信託事務の処理について受託者が故意過失でした不法行為による損害賠償債務についても、信託財産が責任を負うべきである。

(b) 特殊の不法行為責任の取扱い

他方、前記(2)の2場面のうち、②信託財産

に属する土地工作物に瑕疵があった場面での民法717条1項但書による工作物所有者の責任については、新信託法の立案過程で立ち入った議論がなされなかった。最終的にも、新信託法では、旧法の規律(支配的解釈)を維持して信託財産の負担とする立場がとられている⁽¹⁴⁾。旧信託法の解釈上、工作物所有者の損害賠償債務は、旧16条1項の「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に位置づけられていたところ、新信託法は、21条1項9号においてその文言を引き継ぐことにより、従前の規律を維持したのである。立案担当者によれば、工作物所有者の損害賠償債務は、21条1項9号によって信託財産責任負担債務となる⁽¹⁵⁾。

ところで、信託における不法行為責任は、前記の2場面に限られているものではない。特に、特殊の不法行為責任(特殊的不法行為)は、②の場面のほかにも、信託事務処理にあたって受託者の被用者が不法行為をした場合(民法715条の使用責任)、信託事務処理として占有されている土地工作物に瑕疵があった場合(民法717条1項本文の工作物占有者の責任)、信託事務処理として自動車が行きの用に供されている場合(自動車損害賠償保障法〔自賠法〕3条の運行供用者責任)、信託事務処理として製造された製造物に欠陥があった場合(製造物責任法3条の製造物責任)などで登場することになる。

これらの諸場合については、従来ほとんど言及されず⁽¹⁶⁾、新信託法の立案過程でも個別な検討はなされなかったところ、新信託法の下で、前記の2場面と結論が異なるべき理由はない⁽¹⁷⁾。立案担当者によれば、民法715条・717条(1項本文の占有者の責任)・自賠法3条・製造物責任法3条などによる損害賠償債務も、信託法21条1項8号の「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利」に該当して信託財産責任負担債務になる⁽¹⁸⁾。

2 信託法217条1項の規律内容

(a) 民法709条の不法行為責任の取扱い

次に、信託法217条1項は、限定責任信託に関する特別規律にあたる。

限定責任信託は、新信託法が、実務のニーズを踏まえて新たに導入した特殊の信託類型である⁽¹⁹⁾。限定責任信託において、受託者は、信託財産責任負担債務について信託財産をもって履行の責任を負うにとどまり、固有財産による責任を負わない(2条12項・217条1項)。換言すれば、限定責任信託の下では、信託財産責任負担債務の引当財産の範囲が信託財産のみに限定される。このような信託類型の創設をめぐることは、立案段階でも強い反対論があったところ、最終的には、会社法や有限責任事業組合契約に関する法律などの規律を参考に、信託債権者の保護および引当財産である信託財産の確保のための諸措置を講じた上で、限定責任信託が導入されることになった。

もっとも、限定責任信託においても、不法行為による損害賠償債務にかぎっては、217条1項括弧書きが特別の取扱いを定めている。それによれば、「第21条第1項第8号に掲げる権利に係る債務」、すなわち「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利」に係る債務については、限定責任信託の効果が及ばず、信託財産とともに受託者の固有財産も引当てとなる。このような括弧書きの主眼は、受託者が故意過失により不法行為をした場合の損害賠償債務(民法709条)を受託者の固有財産の負担とするところにある⁽²⁰⁾。法人の理事が職務を行うについて不法行為をした場合に、法人と並んで理事個人としても損害賠償責任を負うこと⁽²¹⁾とのバランスが、その論拠とされている。

(b) 特殊の不法行為責任の取扱い

さらに、信託法217条1項括弧書きの解釈をみたとき、立案担当者は、括弧書きが指示する21条1項8号(「受託者が信託事務を処

理するについてした不法行為によって生じた権利)]を、受託者の故意過失による不法行為に限定することなく、広く捉えている。不法行為責任の損害賠償債務は、民法715条・717条(1項本文の占有者の責任)・自賠法3条・製造物責任法3条などに基づくものも、8号に該当して責任限定の効果が及ばない、という解釈をとるのである⁽²²⁾⁽²³⁾。

これに対して、信託財産に属する土地工作物に瑕疵があった場合における工作物所有者の責任(民法717条1項但書)だけは、信託法21条1項8号に該当せず、したがって、限定責任信託の効果のとおり、信託財産のみが損害賠償債務の引当てになる、とされる⁽²⁴⁾。結果、限定責任信託の下での不法行為による損害賠償債務の取扱いは、工作物所有者の責任とそれ以外の不法行為責任とで大きく異なることになる。立案担当者は、この点の区別を、受託者に何らかの帰責事由の存することが責任発生要件となっているか(帰責事由の存しないことが免責要件とされているか)否かによる違いであると説明する⁽²⁵⁾。すなわち、工作物所有者の責任は、工作物の所有権それ自体から生じる(受託者に帰責性がない)のに対して、そのほかの不法行為責任では、受託者に帰責性があるため、限定責任信託の利益を認めることが適当でない。

三 基本指針の析出

では、信託における不法行為責任に関して、信託法21条1項および217条1項の規律内容(立案担当者が提示する解釈を含む)は、どのような基本指針に基づいて損害賠償債務の引当財産の範囲を定めているものと解されるか。

1 信託制度と法人制度の制度間バランス

(1) 制度間バランスの視点

両条の立案過程での議論によれば、受託者が故意過失により不法行為をした場面におけ

る民法709条の損害賠償責任の取扱いをめぐることは、信託制度と法人制度の制度間バランスという視点が決定的意味を持っていた。すなわち、まず、信託財産による負担の有無については、法人の理事の故意過失による不法行為に対し法人が損害賠償責任を負うこととのバランスを根拠として、受託者の不法行為に関する旧法の規律が改められた(前述二1(3)(a))。また、新たに導入された限定責任信託との関連でも、法人の理事が自らの不法行為に対し固有の損害賠償責任を免れないこととのバランスを根拠として、受託者の不法行為が限定責任信託の効果から除外された(前述二2(a))。

その背景として、信託制度は、一定の信託目的により拘束された信託財産(目的財産)を創り出し、受託者(管理者)をその目的の実現にあたらせる仕組みであるところ、法人制度においても、同様に、法人の目的により拘束された法人財産を、代表理事を中心とする法人機関が管理して目的実現にあたる⁽²⁶⁾。かような機能的連続性に鑑みれば、信託制度と法人制度の間で、類似場面の実際的帰結に特別な相違が生じるべきではないと考えられる。そのため、新信託法において旧法の規律を改め、あるいは、新たな信託類型を組み立てるにあたっては、法人制度(法人・代表理事の損害賠償責任)とのバランス論が最重要の論拠となりえたのである。

(2) その限界・問題性

ところが、新信託法の立案過程においても、特殊の不法行為責任(民法715条・717条、自賠法3条・製造物責任法3条などによる責任)の登場場面をめぐることは、信託制度と法人制度の制度間バランスという視点は何ら引き合いに出されなかった。限定責任信託における特殊の不法行為責任に関して、立案担当者は、むしろ、受託者の帰責事由の有無に着眼する。すなわち、工作物所有者の責任は、帰責事由に基づかないため、限定責任信託の効果を認

めるが、それ以外の特殊の不法行為責任は、受託者自らの帰責性に基づくため、責任限定の対象から除外する、という取扱いである。

この場面で制度間バランスが論じられなかった実際的理由は、単純なバランス論からの帰結にあらう。すなわち、法人に関連して特殊の不法行為責任（民法715条・717条、自賠法3条・製造物責任法3条などによる責任）が登場する場面では、もっぱら法人において各条の責任が成立するのであり、代表理事の個人責任は問題にならない。制度間バランス論をここに単純にあてはめれば、特殊の不法行為責任全般について限定責任信託の効果を認めるべきことになってしまう。

しかし、このような帰結は、信託財産の規模が小さい場合に損害賠償債権を空洞化しかねないばかりか、そもそも、限定責任信託の効果が不法行為責任になじむものであるかも疑わしい。限定責任信託は、特殊の信託類型として、信託債権者の保護のための特別の規律（特に信託法216条の登記、218条の名称規制、219条の明示義務）に服する⁽²⁷⁾ところ、それらの特別規律は、不法行為の被害者（損害賠償の債権者）との関係では実際の意味を持たないからである。

2 信託財産・受託者個人における不法行為責任の成否

(1) 不法行為責任の成否の判断への読み替え
ところで、信託制度と法人制度の機能的連続性からは、不法行為による損害賠償債務の引当財産の問題につき、規律内容の次元での制度間バランスという視点（前述1）が導かれる以外に、次のような、問題の位置づけの次元で両制度を類比するという方向性も浮かび上がる。

法人制度の下では、法人財産が独立の法主体たる法人に帰属し、理事の個人財産から完全に分離されている。そのため、法人の事業に関連して第三者の権利法益が侵害された場面（理事や被用者の行為による加害、事業財

産に起因する加害など）において、不法行為による損害賠償債務の引当財産の範囲は、法人および理事個人における不法行為責任の成否にかかってくる。当該場面で法人の不法行為責任が成立したときは、当然、法人財産が損害賠償債務の引当てとなり、また、理事個人の不法行為責任が成立したときは、理事の個人財産が引当てとなるのである。

ならば、信託における不法行為責任の場面においても、不法行為による損害賠償債務の引当財産の問題は、信託財産（独立の法人格を擬制したそれ）および受託者個人における不法行為責任の成否という次元に位置づけ直して捉えることができよう。すなわち、信託財産に独立の法人格を仮定し、信託財産および受託者個人における不法行為責任の成否を判断すること⁽²⁸⁾を通じて、損害賠償債務の引当財産の範囲を定めるというアプローチである⁽²⁹⁾。

信託法の規律内容と照らし合わせるとき、このようなアプローチは、信託制度と法人制度の類比に依拠する点において、新信託法の立案過程で重視された制度間バランスの視点とも連続している。さらに、立案担当者が限定責任信託との関連で受託者の人的な帰責事由に着眼したことも、受託者個人における固有の不法行為責任の成否を判断するものとみなしうる。信託法21条1項・217条1項の規律内容は、信託財産および受託者個人における不法行為責任の成否の判断を基本指針とするものではないか。

(2) 信託法21条1項・217条1項の位置づけ
前記(1)の基本指針によれば、信託における不法行為責任の場面における損害賠償債務の引当財産の範囲については、次のように考えるべきことになる。

まず、信託財産に独立の法人格を仮定した場合に、信託財産において不法行為責任が成立するような場面では、不法行為による損害賠償債務は信託財産を（も）引当てとすべき

である。換言すれば、信託法21条1項8号または9号に該当して信託財産責任負担債務になるべきは、このような場面での損害賠償債務である。

信託法21条1項8号の典型的場面を例にとれば、受託者が信託事務の処理にあたって故意過失の不法行為をした場合には、受託者が信託財産の排他的管理者として信託目的の実現のための活動にあたるという関係⁽³⁰⁾に基づき、信託財産において不法行為責任が成立するものと考えられる（一般社団法人法78条・197条の類推適用）。それゆえ、この場合の損害賠償債務は、信託財産責任負担債務とすることがふさわしい。

他方、信託財産に独立の法人格を仮定した場合に、受託者個人において（も）固有の不法行為責任が成立するような場面では、たとえ限定責任信託であっても、不法行為による損害賠償債務のために受託者の固有財産も引当てとなるべきである⁽³¹⁾。換言すれば、信託法217条1項括弧書き（それが指示する21条1項8号）に該当して限定責任信託の効果から除外されるべきは、このような場面での損害賠償債務である。

信託法217条1項括弧書きの典型的場面を例にとれば、受託者が信託事務の処理にあたって故意過失の不法行為をした場合には、当該行為は、信託財産の排他的管理者としての行為の側面と同時に、受託者個人としての行為の側面を併せ持つ⁽³²⁾ため、受託者個人において固有の不法行為責任（民法709条）が成立するといえる。それゆえ、この場合の損害賠償債務は、責任限定の対象から除外することがふさわしい。

(3) 実質的法主体性論との関係

信託財産に独立の法人格を仮定し、信託財産および受託者個人における不法行為責任の成否を判断するという基本指針については、実質的法主体性論との関係にも触れておく必要がある。

学説上、信託の基本構造の理解をめぐっては、信託財産は実質的にそれ自体が独立した法主体になるとみて、信託の法律関係を法主体たる信託財産を中心に構成していく立場（実質的法主体性説）も、有力に提唱されていた⁽³³⁾。この立場からは、上記の基本指針は信託財産の法主体性の一断面にほかならないともいえよう⁽³⁴⁾。しかしながら、学説上、実質的法主体性説に対しては反対も強く⁽³⁵⁾、新信託法も、伝統的理解である債権説に立つとされる⁽³⁶⁾。

この点、前記の基本指針は、ひとまず、信託の基本構造の理解とは切り離されており、必ずしも実質的法主体性説を前提とするものではない。前記のアプローチは、損害賠償債務の引当財産の範囲という信託法に独自の問題を、不法行為責任の成否という周知の問題に読み替えるための道具立てとして、信託財産の法人格を仮定するにとどまるのである。

四 特殊の不法行為責任の取扱い

以下では、前記三2に析出した基本指針に基づき、信託法21条および217条の規律内容（具体的解釈を含む）を、改めて検証していく。

信託における不法行為責任の諸場面のうち、受託者が信託事務の処理にあたって故意過失の不法行為をした場面（民法709条）に関しては、既に、信託法21条1項8号および217条1項括弧書きの典型場面として例示的に検討したところである（前述三2(2)）。それゆえ、以下では、もっぱら、信託において特殊の不法行為責任が登場する場面を取り上げるべきことになる。立案担当者が行った解釈上の区別（前述二2(b)）にならって、①工作物所有者の責任と②その他の特殊の不法行為責任を区別しつつ、後者・前者の順序で検討する。

1 特殊の不法行為責任（工作物所有者の責任を除く）

(1) 問題場面

まず、工作物所有者の責任を除いた特殊の不法行為責任として、民法715条の使用者責任、民法717条1項本文の工作物占有者の責任、自賠法3条の運行供用者責任、製造物責任法3条の製造物責任を取り上げる。具体的場面でいえば、何らかの事業を目的とする信託において⁽³⁷⁾、受託者の被用者が目的事業の遂行にあたって加害をした場合（使用者責任）、目的事業のために用いられる土地工作物に瑕疵があった場合（工作物占有者の責任）、目的事業のために自動車が行の用に供されている場合（運行供用者責任）、目的事業において製造された製造物に欠陥があった場合（製造物責任）がそれである。

立案担当者の解釈によれば、これらの場面は、いずれも、信託法21条1項8号に該当して信託財産責任負担債務になり（前述二1(3)(b)）、また、同号を指示する217条1項括弧書きに該当して限定責任信託の効果から除外される（前述二2(b)）。では、前記三2の基本指針のように、これらの場面で信託財産に独立の法人格を仮定するとき、果たして、民法715条・717条、自賠法3条・製造物責任法3条による責任が信託財産において成立し（この意味で、信託財産責任負担債務がふさわしい）、また、受託者個人においても成立する（この意味で、限定責任信託の効果からの除外がふさわしい）と考えられるであろうか。

(2) 特殊の不法行為責任の構造

信託財産および受託者個人において各条の不法行為責任が成立するか否かを判断するにあたっては、前提理解として、それらの責任の構造が問われることになる。

民法715条・717条（1項本文の占有者の責任）、自賠法3条・製造物責任法3条による責任においては、直接の加害原因が被用者の故意過失による不法行為、土地工作物の瑕疵、

自動車、製造物の欠陥に存するのに対して、使用者・工作物占有者・運行供用者・製造者を責任主体と定めている。また、責任原理の面でも、責任主体の故意過失が責任成立要件とされておらず、純粹の過失責任とは異なっている。各条の責任は、ある人・物（直接の加害原因）による権利法益侵害に関して、直接の加害原因に対し一定の関係にある者を責任主体と定めて、特殊の責任原理に基づき不法行為責任を追及するという構造になっているのである⁽³⁸⁾。

より詳細に言えば、各条の責任は、責任主体の決定につき、直接の加害原因となった人・物に対する事実的支配の關係に着目している。すなわち、民法715条は、被用者の不法行為につき、使用關係に基づいて使用者を責任主体と定める。使用關係の内実是指揮監督關係であって、被用者に対する人的支配の關係にほかならない。次に、民法717条の工作物占有者の責任は、土地工作物の瑕疵による加害につき、土地工作物を占有する者を責任主体の地位に置く。土地工作物の占有とは、土地工作物に対する事実的支配を意味する。また、自賠法3条は、自動車の運行による加害につき、「自己のために自動車を運行の用に供する者」（運行供用者）を責任主体と定める。判例上、運行供用者は、主として運行支配の帰属の観点から判断される⁽³⁹⁾ところ、運行支配とは、自動車の運行に対する事実的支配にほかならない。最後に、製造物責任法3条は、製造物の欠陥による加害につき、その製造物を製造して流通に置いた製造業者を責任主体の地位に置く。ここでも、流通に置かれるまでの製造物に対する事実的支配⁽⁴⁰⁾をもって、製造業者を責任主体と定めているのである。

また、責任原理の面では、各条の責任は、直接の加害原因の類型（人の行為か物か⁽⁴¹⁾）、物の危険性がどの程度か⁽⁴²⁾に応じて、代位責任・中間責任・欠陥責任（瑕疵責任）・純粹の無過失責任のいずれかを選択してい

る。すなわち、民法715条は、判例において1項但書が空文化された結果、代位責任となっており、被用者が故意過失の不法行為をしたことを要件とするのみで、使用者の選任監督義務違反を問わない。次に、民法717条の工作物占有者の責任は、中間責任であって、占有者が注意義務を遵守したことが免責事由となる。また、製造物責任法3条は、欠陥責任であって、製造業者の注意義務違反を問わないが、製造物の欠陥を要件とする。最後に、自賠法3条は、純粹の無過失責任であって、運行供用者の注意義務違反を問わないだけでなく、自動車の瑕疵・欠陥すら要件としない。

(3) 基本指針のあてはめ

(a) 目的事業に対する事実的支配の所在

このような分析によれば、民法715条・717条1項本文、自賠法3条・製造物責任法3条による責任が誰を責任主体として成立するかは、もっぱら、直接の加害原因である被用者・土地工作物・自動車・製造物に対する事実的支配の所在によって定まる。したがって、前記(1)の問題場面につき、信託財産および受託者個人において各条の責任が成立するか否かを判断するには、被用者・土地工作物・自動車・製造物に対する事実的支配が誰に帰属するか（信託財産のみに帰属するのか、それとも信託財産・受託者個人の双方に帰属するのか）を、検討すべきことになる。

そして、何らかの事業を目的とする信託において、被用者・土地工作物・自動車・製造物に対する事実的支配とは、目的事業の事業補助者・事業財産に対する事実的支配にほかならず、さらにいえば、目的事業に対する事実的支配（事業支配）を意味する。問題場面での受託者の被用者は、当該事業に投入される事業補助者にあたり、また、土地工作物・自動車・製造物も、当該事業に投入される事業財産ないし当該事業として取得・処分・製造される事業財産にあたるからである。

(b) 法人における事業支配の所在

ところで、前述三1(1)のとおり、信託制度と法人制度には機能的連続性があり、両者ともに、一定の目的（特に目的事業）を備えた目的財産を創り出し、管理者をその目的の実現（目的事業の遂行）にあたらせる仕組みである。そして、法人制度との関連では、目的事業に対する事実的支配（事業支配）は、もっぱら法人に存すると解されてきた。目的事業の事業補助者たる被用者や事業財産たる工作物・自動車・製造物については、法人だけが、その事実的支配者、すなわち使用者・占有者・運行供用者・製造業者の地位にあり⁽⁴³⁾、それゆえ、使用者責任・土地工作物責任・運行供用者責任・製造物責任は、もっぱら法人において成立するのである。

その理由として、法人制度上、法人財産には特別の管理機構（法人の各種機関の総体がそれである。以下では法人機構と呼ぶ）が設置され⁽⁴⁴⁾、この法人機構が法人の目的事業の実現を担う。そこでは、意思決定機関が法人の意思を決定し、この意思決定に基づいて業務執行機関が対外的行為および内部的事務処理を行い、さらに、監督機関がそれを監視するという仕組み⁽⁴⁵⁾によって、目的事業が実現されるのである。そして、法人財産の拠出者は、このような複数機関による権限分配と監査・監督の仕組みを信頼して、目的事業の適正な実現を法人機構に委ねる。他方、理事その人（理事の地位にある具体的個人）は、法人機構（社員総会または評議員会）によって理事の地位に選任されて、その職務を果たすにとどまる。

このとき、法人の目的事業に対する事実的支配は、あくまで法人機構の総体、つまりは法人に存する（理事その人には存しない）といわねばならない。事業支配は、理事その人ではなく、法人機構の手に委ねられているのである。理事その人が事業補助者・事業財産に対し現実に行使する支配（被用者に対する指示や工作物の所持など）は、あくまで法人

機構による事実的支配の一要素とみなされ、理事個人による固有の事実的支配としての法的評価を受けない。

(c) 信託における事業支配の所在

これに対して、信託制度との関連では、事業補助者・事業財産に対する事実的支配（事業支配）の所在、特に、受託者個人における固有の事実的支配の成否につき、改めての検討が要請される。なぜなら、信託において、信託財産は受託者その人に帰属し、また、受託者は受託者の資格を表示することなく自らの名において行為する。そして、自己に帰属する財産を用いて自己の名で事業を行うという事情は、受託者その人が純粹に個人の事業を行う場面（この場面では受託者その人に事業支配がある）とまったく同じなのである⁽⁴⁶⁾。

法人制度と対比するとき、信託制度では、信託財産が、それを管理すべき受託者に帰属させられる。そのため、信託財産について特別の管理機構が設置されることはなく⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾、受託者その人が、自らの意思決定に基づき、他から独立して、信託目的の実現にあたる。委託者は、特定人に対する個人的信頼に基づいて、この者を信託財産の受託者に選び、信託目的の実現を全面的にこの者に委ねるのである。これを受託者の側からいえば、信託目的の実現（目的事業）それ自体が、受託者その人に委ねられることになる。このとき、信託目的たる事業に対する事実的支配は、受託者その人に存するといわねばならない。

したがって、信託財産に独立の法人格を仮定し、受託者について受託者としての地位（信託財産の排他的管理者の地位）と受託者個人の地位の2つを区別する場合にも、受託者その人が事業補助者・事業財産に対し現実に行使する支配は、受託者の資格において信託財産のために事実的支配を行使する（信託財産による事実的支配）という側面を持つと同時に、受託者個人による固有の事実的支配とい

う側面を失わないことになる。事業補助者・事業財産に対する事実的支配（事業支配）は、二重に、信託財産にも受託者個人にも帰属するのである⁽⁴⁹⁾。

(d) 信託財産・受託者個人における責任の成否

以上によれば、前記(1)の問題場面では、信託財産とともに受託者個人も、被用者の使用者、土地工作物の占有者、自動車の運行供用者、製造物の製造業者の地位にあり、民法715条・717条1項本文、自賠法3条・製造物責任法3条による責任が、信託財産および受託者個人の双方において成立するものと観念される。したがって、各条の責任による損害賠償債務は、立案担当者の解釈のとおり、信託法21条1項8号に該当して信託財産責任負担債務になるとともに、同号を指示する217条1項括弧書きに該当して限定責任信託の効果から除外されることが、ふさわしい。限定責任からの除外は、限定責任信託の効果は、本来、不法行為責任になじみにくいこと（前述三1(2)）にも、適合する。

2 工作物所有者の責任（民法717条1項但書）

続いて、民法717条1項但書による工作物所有者の責任を取り上げる。この責任は、信託行為によって受託者に移転された土地工作物や、信託目的たる事業において受託者が取得した土地工作物など、信託財産に属する土地工作物に瑕疵があった場面で登場する（問題場面）。

(1) 基本指針のあてはめ

(a) 信託財産・受託者個人における責任の成否

前記1と同じく、まずは、工作物所有者の責任それ自体の構造からみていく。民法717条1項但書は、土地工作物の瑕疵による加害について、土地工作物の「所有者」を二次的

な責任主体⁽⁵⁰⁾と定めて、無過失責任（瑕疵責任）を追及する。「所有者」要件を文字どおりに解せば、この責任の責任主体は、直接の加害原因である土地工作物に対する所有権の所在によって定まり、所有者たる地位それ自体に無過失責任が結び付けられている。

このような理解を前提に、前記32の基本指針を問題場面にあてはめるとき、民法717条1項但書の責任は、信託財産において成立するが、受託者個人においては成立しないものと観念される。信託財産に独立の法人格を仮定するとき、信託財産に属する土地工作物の所有権は、受託者個人ではなく信託財産に帰属するからである。したがって、工作物所有者の損害賠償責任は、信託財産のみを引当てとすることがふさわしく、特に、限定責任信託の場面では、責任限定の効果をそのまま認めてよいことになる。

そして、立案担当者が提示する解釈も、以上の分析に沿うものとなっている。立案担当者によれば、工作物所有者の責任は、信託法21条1項9号に位置づけられ、217条1項括弧書き（21条1項8号）に該当しない（前述22(b)）。また、限定責任信託の効果を及ぼすにあたり、受託者自らに帰責性のないことが理由とされた点も、受託者個人において工作物所有者の責任が成立しないことを指摘しているに等しい。

(b) 問題点

しかしながら、前述(a)のような規律によれば、限定責任信託の場面で、特殊の不法行為責任の他の類型については限定責任信託の効果から除外しながら、工作物所有者の責任だけにはその効果を及ぼすという取扱いになる。かような区別が実質的にも妥当であるかは、大いに疑わしい。

なぜなら、上記の区別によれば、限定責任信託において、無過失責任（瑕疵責任または純粹の無過失責任）に服する危険物が信託目的たる事業に投入された場面では、その危険

物が土地工作物であるか否かによって限定責任の効果が相違し、損害賠償債権の実効性（信託財産の規模が小さい状況での被害者の地位）を左右することになる。目的事業の事業財産として自動車と土地工作物を想定するとき、運行供用者責任が限定責任の対象から除外される一方、工作物所有者の責任には限定責任の効果が及ぶことに、いかなる合理性があるのか。

また、上記の区別は、信託財産に属する土地工作物を受託者が直接占有している通常の場面で、実際の適用が難しい。所有者が土地工作物を直接占有する状況では、民法717条1項の解釈上、所有者かつ占有者に無過失責任が成立するところ⁽⁵¹⁾、この責任は、中間責任にとどまらない点で1項本文による占有者の責任と異なり、他方、二次的な責任とはいえない点で1項但書による所有者の責任とも異なる。限定責任信託において、この場合の損害賠償債務は果たしてどのように取り扱えばよいのか⁽⁵²⁾。

(2) 工作物「所有者」の責任の再検討

このような疑念も踏まえれば、前述(1)(a)の分析については、工作物所有者の責任の構造それ自体から、改めての検討が要請されよう。次にみるとおり、この責任における「所有者」概念は、解釈論的操作の必要と余地を残しているのである。

第1に、危険物による加害に関する無過失責任全般をみたとき、民法717条1項但書が「所有者」を責任主体と定める点は、むしろ例外にあたり、他に類例がない。すなわち、民法上は、土地工作物の所有者の責任が唯一の無過失責任であるところ、特別法では、前記1(2)に取り上げた自賠法3条や製造物責任法3条のほか、原子力損害の賠償に関する法律3条、大気汚染防止法25条・水質汚濁防止法19条などが、危険物による加害に関する無過失責任を規定している。このうち、原子力損害の賠償に関する法律3条は、「原子炉の

運転等」による加害に関して、「当該原子炉の運転等に係る原子力事業者」（当該原子炉の設置者など）を責任主体と定めており、原子炉の稼働に対する事実的支配者が責任主体となる。また、大気汚染防止法25条は、「健康被害物質の大気中への排出」による加害に関して「当該排出に係る事業者」を責任主体と定めており（水質汚濁防止法19条の構造もこれに準じる）、大気中へ排出されるまでの健康被害物質に対する事実的支配者が責任主体となる。これらの点に、前記1(2)の自賠法3条・製造物責任法3条に関する分析を重ね合わせれば、特別法上の無過失責任は、すべて、危険物（自動車、欠陥ある製造物、原子炉、健康被害物質）に対する事実的支配をもって責任主体を定めているのである。そこでは、危険源がはらむ加害の危険が、まさにそのような危険源を社会に持ち込んでいる事実的支配者⁽⁵³⁾に割り当てられている⁽⁵⁴⁾。

第2に、民法717条1項但書の責任の登場場面をみたとき、所有者は、ほぼ常に、土地工作物に対し所有者の地位に対応する事実的支配を有することになる。なぜなら、工作物所有者の無過失責任は、①所有者が土地工作物を直接占有している場合⁽⁵⁵⁾、または、②所有者以外の者が土地工作物を直接占有しており、かつ、この占有者が注意義務の遵守をもって免責される場合に登場する。このうち、前者の場合には、いうまでもなく、所有者かつ直接占有者が土地工作物の事実的支配を有する。また、後者の場合にも、占有関係は、通常、所有者との間の契約関係（賃貸借・使用貸借など）に基づくから、所有者には間接占有が留保されている。この点で、後者の場合の所有者も、土地工作物に対し所有者の地位に対応する事実的支配を有するのである。

これらの点に鑑みれば、土地工作物の所有者の責任については、文字どおりの「所有者」ではなく、所有者の地位に対応する事実的支配を有する者を責任主体と解すべきであろう。つまり、民法717条1項但書の「所有

者」要件を、そのような意味に解釈するのである⁽⁵⁶⁾。かような解釈によれば、工作物所有者の責任も、危険物（瑕疵ある土地工作物）に対する事実的支配をもって責任主体を定めていることになり、危険物に関する無過失責任全般の構造と整合する⁽⁵⁷⁾。また、所有者の地位に対応する事実的支配の所在は、例外的状況⁽⁵⁸⁾を除いて所有権と一致するので、「所有者」要件の文言解釈としても無理がない。

(3) 信託財産・受託者個人における「所有者」の責任の成否

工作物所有者の責任に関する以上の考察を基礎に、再度、前記2冒頭の問題場面に立ち戻る。

前記(2)の考察によれば、民法717条1項但書による工作物所有者の責任が誰を責任主体として成立するかは、特殊の不法行為責任の他の類型（前述1(3)(a)）と同じく、直接の加害原因である土地工作物に対する事実的支配の所在によって定まることになる。その結果、前記三2の基本指針のあてはめも、特殊の不法行為責任の他の類型（前述1(3)(c)・(d)）とまったく同一になる。

すなわち、問題場面では、土地工作物に対する事実的支配が、法的評価上、信託財産および受託者個人に対し二重に帰属する。このとき、信託財産とともに受託者個人も、土地工作物の「所有者」（所有者の地位に対応する事実的支配を有する者）に該当するといえ、工作物「所有者」の責任が、信託財産および受託者個人の双方において成立するものと観念される。したがって、民法717条1項但書の工作物所有者の責任による損害賠償債務は、立案担当者の解釈と異なり、限定責任信託の場合にも信託財産および固有財産の双方を引当てとすること、すなわち、信託法217条1項括弧書き（それが指示する21条1項8号）に該当して⁽⁵⁹⁾⁽⁶⁰⁾ 限定責任の効果から除外されることがふさわしい。

五 土壤汚染対策法7条の措置命令の取扱い

最後に、信託における不法行為責任の場面に隣接する問題として、土壤汚染対策法7条の措置命令の取扱いについて検討する⁽⁶¹⁾。

(1) 問題場面

土壤汚染対策法によれば、都道府県知事は、一定の条件に該当する土壤汚染のある土地の区域を、要措置区域、すなわち、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置（汚染の除去・拡散防止などの措置）を講じることが必要な区域に指定し（6条）、当該土地の「所有者等」（所有者・管理者・占有者のいずれか⁽⁶²⁾。3条1項参照）に対し、汚染の除去等の措置を講じることができ（7条1項）。指示に示した措置が講じられないときは、さらに、当該措置を講じることができ（措置命令。7条4項）。その際、当該土地の所有者等は、たとえ自らが当該汚染の原因になったのではない場合であっても、指示・措置命令（以下では措置命令で代表させる）の相手方となる⁽⁶³⁾。

信託との関連では、信託行為によって受託者に移転された土地や、信託目的たる事業において受託者が取得した土地など、信託財産に属する土地の区域に土壤汚染があった場面において、受託者に対する措置命令が登場することになる（問題場面）。受託者からみれば、土壤汚染対策法7条の措置命令は、所有者が自らに過失なく法定の義務を課せられる点で、民法717条1項但書の工作物所有者の責任に連続する面がある。信託における不法行為責任に隣接する問題として土壤汚染対策法7条を取り上げる理由も、まさにこの点に存する。

もっとも、土壤汚染対策法7条の措置命令

は、法的性質の面で、公法上の義務である点をさておいても、不法行為による損害賠償責任よりもむしろ、一定の予防措置を求める差止請求に近い⁽⁶⁴⁾。そのため、措置命令については、そのままでは、債務におけるような引当財産が観念されない⁽⁶⁵⁾。しかし、行政代執行の段階までみれば、代執行費用は最終的に義務者の財産から徴収されることになる（行政代執行法2条・6条）から、この点でやはり、措置命令との関係でも引当財産の範囲が問題となりうるのである。

(2) 基本指針のあてはめ

では、問題場面において、土壤汚染対策法7条の措置命令に関する引当財産は、どのような範囲に画定すべきか。信託における不法行為責任の場面に関する前記32のアプローチは、この問題にも応用することができよう。すなわち、信託財産に独立の法人格を仮定し、信託財産および受託者個人における汚染の除去等の措置の義務の成否を判断することによって、引当財産の範囲を定めるという方法である。

そこで、まずは、土壤汚染対策法が、いかなる根拠に基づき、土地の「所有者等」を措置命令の名宛人とするのかをみていく。汚染原因者でない所有者・管理者・占有者は、果たして、当該土地・汚染に対するいかなる関係に基づいて汚染の除去等の措置を命じられるのか。この点、「所有者等」を名宛人とする措置命令は、理論面では、いわゆる状態責任論⁽⁶⁶⁾に基づいている。立案担当者によれば、土壤汚染のある土地は危険な状態を生じさせているところ、その状態を支配している者（「所有者等」）が、その危険の発生防止の責任を有するのである⁽⁶⁷⁾。

かような状態責任論に照らせば、土壤汚染対策法7条は、当該土地に対する支配をもって、土地の「所有者等」に汚染の除去等の措置を義務づけていることになる。つまり、同条による義務（措置命令）の義務主体は、土

地に対する事実的支配（所有者の地位に対応するそれ）の所在によって定まっている。

そして、以上の理解を基礎に、信託財産および受託者個人における汚染の除去等の措置の義務の成否を問うとき、その帰結は、工作物所有者の責任の場面（前述四2(3)）、さらには特殊の不法行為責任の場面全般（前述四1(3)）と、まったく同様になる。すなわち、問題場面において、土壤汚染のある土地に対する事実的支配は、法的評価上、信託財産および受託者個人に対し二重に帰属する。このとき、信託財産とともに受託者個人も、当該土地の「所有者等」（所有者の地位に対応する事実的支配を有する者）に該当するといえ、土壤汚染対策法7条による義務は、信託財産および受託者個人の双方を義務主体とするものと観念される。したがって、土壤汚染対策法7条による義務（措置命令）は、限定責任信託の場合にも信託財産および固有財産の双方を引当てとすること、すなわち、信託法217条1項括弧書き（それが指示する21条1項8号）に該当して限定責任の効果から除外されることがふさわしい⁽⁶⁸⁾⁽⁶⁹⁾。

六 結 語

(1) 以上の分析によれば、信託法21条1項および217条1項の規律内容（立案担当者が提示する具体的解釈を含む）は、信託財産に独立の法人格を仮定し、信託財産および受託者個人における不法行為責任の成否を判断することを通じて、不法行為による損害賠償債務の引当財産の範囲を定めるという基本指針に基づくものと解される（前述三2）。独立の法人格を仮定した信託財産において不法行為責任が成立するような場面は、信託法21条1項8号または9号に該当して信託財産責任負担債務になり、また、受託者個人において固有の不法行為責任が成立するような場面は、217条1項括弧書き（それが指示する21条1項8号）に該当して限定責任信託の効果から

除外されるのである。

(2) その際、前記の基本指針は、信託制度と法人制度の制度間バランスという視点（法人または代表理事の損害賠償責任とのバランス論）と同じではない（前述三1）。特殊の不法行為責任（民法715条・717条、自賠法3条・製造物責任法3条など）をめぐって、法人制度の下では代表理事の個人責任が問題となりえないにせよ、信託制度の下では、受託者個人においてもこれらの責任が成立するものと観念されるのである。このような相違は、信託における事業支配の所在が反映している（前述四1(3)）。

また、前記の基本指針によれば、損害賠償債務の引当財産の範囲は、各種の不法行為責任それ自体の構造（いかなる帰責構造と解するか）によっても左右されることになる。この点、特殊の不法行為責任の諸規定は、責任主体の決定につき、直接の加害原因となった人・物に対する事実的支配の關係に着眼している。また、同様の構造は、土地工作物の「所有者」の責任（民法717条1項但書）にもあてはまるというべきである（前述四1(2)・2(2)）。

(3) このようなアプローチからの具体的帰結（前述四1(3)・2(3)）として、信託における不法行為責任（民法709条・715条・717条、自賠法3条・製造物責任法3条など）の諸場面は、すべて、信託法21条1項8号に該当して信託財産責任負担債務になるとともに、同号を指示する217条1項括弧書きにも該当して限定責任信託の効果から除外される。信託法21条1項8号の「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利」という文言は、「受託者」に≪受託者の被用者≫を含めて解釈し（民法715条参照）、また、「受託者が…した不法行為」には、≪受託者が支配する物（土地工作物、自動車、製造物など）に係る不法行為責任で、支配に基づいて受託者に課せられるもの≫をも含めて解釈すべきである（民法717条・自賠法3条・

製造物責任法3条参照)。

前記のアプローチは、さらに、土壤汚染対策7条の措置命令にも応用することができる(前述五)。措置命令に係る汚染の除去等の措置の義務は、特殊の不法行為責任の場合と同じく、信託法21条1項8号および217条1項括弧書きに該当して限定責任信託の効果から除外されるべきである。条文の文言との関係では、21条1項8号の「受託者が…した不法行為」は、≪受託者が支配する物に係る法定の責任で、支配に基づいて受託者に課せられるもの≫全般を含むとして、広く解釈すべきことになる。

【注】

- (1) 旧信託法16条1項「信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ対シ強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得ス」
- (2) 旧信託法16条1項は、新信託法23条1項の前身にあたるどころ、前者の「信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」が、後者では「信託財産責任負担債務に係る債権」とされ、新21条1項各号に具体化されている。
- (3) 四宮和夫『信託法〔新版〕』67頁・74頁・205～206頁(有斐閣・1989年)のほか、入江眞太郎『全訂信託法原論』340頁註1(大同書院・1933年)。青木徹二『信託法論』208頁(財政経済時報社・1926年)も同旨か。以下の本文の説明は、四宮『信託法』による。
- (4) 四宮・前掲注(3)184頁のほか、松本崇『特別法コンメンタール 信託法』114頁(第一法規・1972年)、能見善久『現代信託法』232頁(有斐閣・2004年)。以下の本文の説明は、四宮・前掲注(3)による。
- (5) これに対して、土地工作物の占有者の責任(民法717条1項本文)は、不注意を要

件とするため、①受託者が故意過失によって不法行為をした場面(民法709条)と同じく取り扱われる(四宮・前掲注(3)184頁・288頁)。

- (6) 四宮・前掲注(3)288頁、能見・前掲注(4)233頁。
- (7) 能見善久ほか「信託法セミナー第9回 信託財産(6)」ジュリスト1421号74頁以下(2011年)参照。
- (8) 能見・前掲注(4)231頁。
- (9) 寺本昌弘『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』86～87頁(商事法務・2008年)。
- (10) 規律変更の背景には、アメリカ信託法の動向もあろう。伝統的法理は、受託者の過失による不法行為を受託者の個人責任としていたところ、現在のアメリカ法では、受託者とともに信託財産も責任を負う(能見・前掲注(4)231頁、樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅡ』255～266頁(弘文堂・2003年))。
- (11) 前掲注(9)『逐条解説』87頁、法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案補足説明」第12〔22～23頁〕(2005年7月)。旧法下で能見・前掲注(4)231頁(前述注(8))が挙げていた理由とも重なる。
- (12) 立案過程では、受託者が取引的不法行為を行った場合に、債務不履行構成ならば信託財産も責任を負い、不法行為構成ならば責任を負わないというのでは均衡を失する、との指摘もみられた(前掲注(11)「補足説明」第12〔22頁〕)。しかし、信託法217条1項括弧書きが不法行為による損害賠償債務に関して特別規律を置いたことに照らせば、最終的に、この点のバランス論はさほど重視されなかったものと評しうる。
- (13) 民法旧44条1項「法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。」
- (14) 前掲注(11)「補足説明」第12〔22頁〕参照。
- (15) 前掲注(9)『逐条解説』87頁。
- (16) 民法717条1項本文の工作物占有者の責

- 任について言及される（注(5)）にとどまってきた。
- (17) 民法709条の過失責任による損害賠償債務も民法717条1項但書の無過失責任による損害賠償債務も、ともに信託財産責任負担債務とする以上、特殊の不法行為責任による損害賠償債務は、すべて信託財産責任負担債務になるはずである。
- (18) 前掲注(9)『逐条解説』420頁参照。
- (19) 前掲注(9)『逐条解説』415頁以下。
- (20) 前掲注(11)「補足説明」第66〔176頁〕参照。
- (21) 大判昭和7年5月27日民集11卷1069頁。
- (22) 前掲注(9)『逐条解説』420頁。
- (23) 異論として、鈴木正具＝大串淳子編『コンメンタール信託法』527頁以下〔中田直茂〕（ぎょうせい・2008年）は、民法717条・自賠法3条・製造物責任法3条による損害賠償債務は、信託法217条1項括弧書きに該当せず限定責任信託の効果が及ぶと解する。会社制度では、業務執行者（取締役）はこれらの各条によって個人責任を負わないところ、会社法を参考にした債権者保護の諸措置が講じられている限定責任信託についても、業務執行者（受託者）の地位を同様に解すべきである、という理由による。
- (24) 前掲注(9)『逐条解説』420頁、第165回国会衆議院法務委員会議録9号12頁（寺田逸郎政府参考人）。立案担当者は、工作物所有者の損害賠償責任を信託法21条1項9号に位置づけている（前述1(3)(b)）。
- (25) 前掲注(9)『逐条解説』420頁。立案担当者による他の説明として、村松秀樹ほか『概説 新信託法』58頁・355～356頁（金融財政事情研究会・2008年）は、信託法21条1項8号の「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為」という文言に依拠して、受託者の行為（不作為を含む）を観念しうるか否かによる区別であるとする。
- (26) 川島武宜『民法総則』100～101頁（有斐閣・1965年）、四宮和夫『民法総則〔第4版〕』81頁（弘文堂・1986年）、林良平＝前田達明編『新版注釈民法(2)』148～149頁〔林良平〕（有斐閣・1991年）参照。
- (27) 一般の信託では、信託財産とともに受託者の固有財産が信託財産責任負担債務の引当てとなるのに対し、限定責任信託では、特別の効果として、引当財産の範囲が信託財産に限定される。理論・体系上、このような特別の効果は、特別の要件ないし規制によって正当化されるものでなければならぬ。この点、取引上の債権との関係では、信託法216条・218条・219条などの特別規律が、限定責任という特別の効果の実質的正当化となる。
- (28) 損害賠償債務の引当財産の範囲を問題とする際には、その前提として、当該場面で不法行為責任が成立するとの判断が先行している。したがって、本文にいう不法行為責任の成否の判断は、不法行為責任が誰に成立するかという点が中心になる。
- (29) 信託財産および受託者個人における不法行為責任の成否の判断は、信託の独自の法構造のために、法人および代表理事個人の不法行為責任の成否から相違しうる（後述四1(3)参照）。本文のアプローチは、この点で、前記1(1)の制度間バランス論をこえた独自性を発揮することができる。
- (30) これは、法人における代表理事の地位に近似する。
- (31) 固有の不法行為責任（個人責任）という観点からの、有限責任の効果に対する制限は、特殊の組合類型として近年創設された有限責任事業組合についても承認されている。有限責任事業組合では、民法組合と異なり、「組合員は、その出資の価額を限度として、組合の債務を弁済する責任を負い（有限責任事業組合契約に関する法律15条）、また、「組合の業務に関して第三者に損害が生じたときは、組合員は、組合財産をもって当該損害を賠償する責任を負う」（17条）。しかし、この場合にもやはり、自ら不法行為を行った組合員個人は、17条の

- 責任とは別個に、不法行為の一般原則どおり個人財産をもって損害賠償責任を負わねばならず、かつ、組合員の個人責任は、民法709条のほか、民法717条（組合財産たる工作物）や製造物責任法（組合が製造した製造物）によっても成立すると説明されている（第162回国会衆議院経済産業委員会議録9号16頁・18頁（北畑隆生政府参考人）。石井芳明「LLP制度の創設」金融法務事情1746号99頁（2005年）も参照）。
- (32) 法人の代表理事の不法行為が、法人の機関としての行為と理事個人としての行為という2側面から法的評価を受けるのと、同様である。
- (33) 四宮・前掲注(3) 58頁以下（特に69頁以下・79頁以下）。
- (34) もっとも、前記(2)での検討と異なり、四宮博士は、受託者に対する信託の要素が信託財産の実質的法主体性に与えるはずみ（四宮・前掲注(3) 67頁・74頁・80頁）を理由に、受託者が信託事務の処理にあたって不法行為をした場合を受託者個人の損害賠償責任と解した（前述二1(2)）。
- (35) 信託の基本構造をめぐる学説の展開に関して、新井誠『信託法〔第3版〕』40頁以下（有斐閣・2008年）参照。
- (36) 前掲注(24)会議録5号18頁（長勢甚遠法務大臣）、前掲注(9)『逐条解説』25頁。債権説は、信託の法律関係は、信託財産に対する受託者の完全な所有権と、受益者の受託者に対する債権的請求権とによって構成されるとみる。
- (37) 信託において特殊の不法行為責任が登場するような場面では、多くの場合、信託目的が一定の事業に存する。
- (38) 橋本佳幸ほか『民法V』248～249頁〔橋本〕（有斐閣・2011年）参照。
- (39) 運行供用者の判断をめぐる判例の状況およびその分析に関して、橋本ほか・前掲注(38) 309頁以下〔橋本〕参照。
- (40) 現実の加害時ではなく、それ以前の時点（製造物が流通に置かれた時点）における事実的支配者を責任主体とする点は、製造物責任の特殊性となる（橋本ほか・前掲注(38) 314頁〔橋本〕参照）。
- (41) 代位責任は、故意過失による不法行為が直接の加害原因となった場面に関する責任原理である。
- (42) 欠陥責任および純粹の無過失責任は、無過失責任として、危険物に適合する。特に、純粹の無過失責任（危険責任）は、特別の危険をはらむ技術的施設の操業を規律対象とする（橋本ほか・前掲注(38) 250～251頁〔橋本〕）。
- (43) この点は、法人の代表理事が法人のために物を所持する場面での、占有の判断に類似している。伝統的理解によれば、この場面での理事は、法人の占有機関として物を所持するのであって、理事の所持は法人そのものの占有と解される。理事個人には独立の占有が成立しない（最判昭和32年2月15日民集11巻2号270頁、最判昭和32年2月22日判時103号19頁など）。
- (44) ここにいう機構とは、機構・組織それ自体を指す趣旨であり、その地位にある具体的個人は捨象されている。
- (45) 大まかにいえば、一般社団法人（理事会設置型）では、社員総会において一定の基本的事項を決議し、理事会による意思決定に基づき、代表理事が業務執行を行い、理事会と監事がそれを監督する（一般社団法人法35条・90条・91条・99条参照）。同様に、一般財団法人では、評議員会において一定の基本的事項を決議し、理事会による意思決定に基づき、代表理事が業務執行を行い、理事会と監事がそれを監督する（178条・197条参照）。
- (46) 当該の財産・事業から生じる利益を受託者ではなく受益者が享受する点が、異なるにとどまる。
- (47) 兼子一「破産財団の主体性」『民事法研究第1巻』465頁（酒井書店・1950年）参照。

- (48) もちろん、信託制度においても、一定程度までは、複数者による権限分配や監査・監督の仕組みが備わっている。信託法上、信託目的の実現は全面的に受託者が担うものの、受益者・委託者には、監視監督のための権利、信託違反行為の是正権、信託の基礎的変更に関する意思決定権が付与されているのである（佐藤哲治編『Q & A 新信託法』226～227頁・242頁・263～264頁（ぎょうせい・2007年）の一覧表を参照）。この点を重視すれば、法人と同様に、信託財産についても特別の管理機構を觀念する余地がある。現に、実質的法主体性説の論者は、受託者に加えて受益者・委託者を信託財産の機関に位置づけており（四宮・前掲注(3) 275頁）、また、委託者・受託者・受益者間の権限分配およびガバナンスの観点から信託制度を捉える組織法的アプローチも提唱される（神作裕之「信託法と民商法の交錯 報告Ⅱ 組織」N B L 791号29～30頁・36頁（2004年））。しかし、ここであって信託機構の存在を觀念したところで、受託者その人に対する人的信頼を基礎に置く（目的事業それ自体が受託者その人に委ねられる）という信託制度の特質は、何ら揺るがない。
- (49) 類似の議論として、四宮・前掲注(3) 304頁は、受託者による信託財産の占有につき、信託財産の占有と受託者個人の占有という二重性格を認める。
- (50) 土地工作物の瑕疵による加害については、占有者に中間責任が、また、所有者に瑕疵責任（無過失責任）が成立するところ（民法717条1項）、一次的にはあくまで占有者が責任を負い、所有者は、占有者が免責される場合に責任を負うにとどまる（同項但書）。
- (51) 注(55)参照。
- (52) 受託者が注意義務を遵守したといえるか否か（工作物占有者の責任についての免責事由の有無）によって場合を分けて、注意義務が遵守されていた場合には工作物所有者の責任の側面を捉え、そうでない場合には工作物占有者の責任の側面を捉えることになるのであろうか。
- (53) 危険源の事実的支配は、必ずしも、危険源たる物の所有と一致しない。自動車の運行に対する事実的支配でいえば、自動車の運行は、所有者でない者（賃借人・泥棒など）が決定する場合も少なくない。
- (54) 危険責任におけるかような危険割当ての構造につき、橋本ほか・前掲注(38) 250～251頁〔橋本〕、橋本佳幸『責任法の多元的構造』171～172頁・259～260頁（有斐閣・2006年）参照。
- (55) この場合には、所有者が「占有者」にも該当し、一次的・二次的責任主体の区別（注(50)参照）が意味を失う結果、所有者かつ直接占有者は無条件で無過失責任を負うことになる（加藤一郎編『注釈民法(19)』315頁〔五十嵐清〕（有斐閣・1965年）、四宮和夫『不法行為』747頁（青林書院・1983=85年））。
- (56) 類似の解釈論的操作の試みとして、加藤編・前掲注(55) 315頁〔五十嵐〕は、717条1項の「所有者」につき、工作物の実質上の所有者を問う。
- (57) 厳密にいえば、工作物所有者の責任の場合の事実的支配は、無過失責任の典型たる運行供用者責任の場合とやや内容が異なっている。運行供用者責任では、自動車の危険がその運行に存するため、自動車の運行に対する事実的支配（運行の決定）が基準となる。これに対して、瑕疵ある土地工作物は存在それ自体が危険をはらむため、工作物所有者の責任については、土地工作物の存在の次元での事実的支配（土地工作物の設置・存続・廃止の決定）が基準となるのである。
- (58) 物の取得行為が無効・取消事由があった場合や、所有者が占有を奪い取られた場合など。

- (59) 能見ほか・前掲注(7) 85頁の道垣内弘人発言も、被害者保護の観点から、工作物所有者の責任を信託法21条1項8号に位置づける解釈を提示する。
- (60) 旧信託法の下で、民法717条の工作物所有者の責任は16条1項の「信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利」に位置づけられていたところ、新信託法では、当該の文言が21条1項9号に引き継がれている（前述二1(3)(b)）。この点からは、新信託法の下でも、工作物所有者の責任を21条1項9号に読むという解釈が要請されるかのごとくである。しかし、旧16条1項の「信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利」「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」や新21条1項各号は、あくまで信託財産の負担となるべき債務を定める規定であり、また、新21条1項には9号のほかに8号も追加されている。そして、信託法21条1項8号と9号の区別は、もっぱら217条1項括弧書き（新法によって創設された限定責任信託における効果）との関係で意味を持つのであるから、8号・9号の振り分けにつき、旧16条1項の文言解釈に拘束されるべき理由はない。
- (61) 土壤汚染対策法の立法にあたっては、アメリカのスーパーファンド法をはじめとする欧米の法制が参考にされた。アメリカ信託法におけるスーパーファンド法上の責任の取扱いについては、今泉邦子「限定責任信託の諸問題」信託法研究32号64頁以下（2007年）に紹介がある。
- (62) 土壤環境法令研究会編『逐条解説 土壤汚染対策法』45頁（新日本法規・2003年）によれば、「所有者等」は、土地の所有者・管理者・占有者のうちから、掘削等に関する権原の所在に応じて一者に特定される。通常は、所有者がこれに該当する。
- (63) 土壤汚染対策法7条1項但書に該当する場合は除く。
- (64) 土壤汚染対策法7条の規律場面を私法的観点から捉えるならば、周辺住民が、健康侵害のおそれに基づく差止請求として、汚染地の所有者に対し一定の予防措置を求める場合が、同条の措置命令に対応するといえる。橋本佳幸「川崎市土壤汚染財産被害責任裁定事件」淡路剛久ほか編『環境法判例百選〔第2版〕』243頁（有斐閣・2011年）参照。
- (65) 措置命令の内容は金銭の支払いではなく、また、命令の違反があっても、債務不履行の場合のように義務内容が損害賠償に変わるものではない。そのため、措置命令の実現については、債権の場合と異なり、義務者の一般財産がその引当てになるという関係が成り立たない。
- (66) 状態責任の考え方は、民法学においても、物権的妨害排除・予防請求権の義務者（相手方）・義務の根拠をめぐって論じられてきた。舟橋諄一＝徳本鎮編『新版注釈民法(6)〔補訂版〕』150頁・212頁〔好美清光〕（有斐閣・2009年）、根本尚徳『差止請求権の理論』254頁・257頁（有斐閣・2011年）参照。
- (67) 土壤環境法令研究会・前掲注(62) 10頁・100頁・108頁、第154回国会参議院環境委員会会議録11号2頁（西尾哲也政府参考人）。そのほか、汚染の除去等の措置を行うためには、土地の掘削等に関する権原が必要であるという理由も挙げられている。
- (68) このとき、もし信託財産が十分でなければ、汚染の除去等の措置の費用は、最終的に受託者個人の負担となる。もっとも、不動産管理処分信託や土地信託において、信託行為によって委託者から受託者に移転された土地につき、事後に土壤汚染が判明したような場面では、当該土地は、元々、委託者が所有していた（措置命令の名宛人となるべき地位にあった）ものであるから、汚染除去費用は、むしろ、委託者や受益者の負担となるべきであろう。この点に関しては、受託者が、あらかじめ、委託者・受益者との間の契約によって求償権・補償請

求権などの規律を置くことが可能である。
(69) これに対して、佐々木哲郎「無過失責任に対する受託者の対応」信託法研究31号5頁・29頁以下（2006年）は、土壤汚染対策法7条の措置命令を受託者の固有財産の負担とすることに反対し、限定責任信託による責任限定の効果を及ぼすべきとする。その理由は、所有者よりも管理人としての

性格の強い受託者が、土地所有者としての無過失責任を無制限に負担することは不当である、という点にある。しかし、前述のとおり、措置命令が「所有者等」を名宛人とするのは、土地所有者としての無過失責任ではなく、土地に対する事実的支配に基づくというべきである。